

連鎖販売取引の解約に係る紛争案件」報告書(概要)

申立人らと相手方との間で締結された契約については、少なくとも消費者契約法の「誤認」に該当する取消原因が認められ、相手方は、申立人らが支払った金額を返還するとともに、申立人らは受け取ったカー用品を返還すべきものと判断した。

1 申立人らが被った被害の性質（消費者被害といえるか）

申立人らは連鎖販売業を行う意思をもたず、事業を行うために必要な適格性も有していないことなどから、形式上事業者として再販売システムに取り込まれたものであり、実態は消費者とすることができる。

2 相手方の販売システムの性質（商品販売の実質を有するか）

一般市場で同種の商品が多数販売され、激しい競争が行われている状況の下において、当該カー用品が長期にわたり相手方の取引に使われていること等を鑑みれば、無限連鎖講、あるいは公序良俗違反として問題とすることができる余地がないでもない。

3 本件契約の効力

クーリング・オフ

特定商取引法所定の書面は交付されているが、申立人らが、クーリング・オフ期間の到来直前に、契約継続の意思を確認され、やめたい旨の意思を示すと、相手方の執拗な説得等の妨害行為を受けていることから、クーリング・オフ期間経過後であってもクーリング・オフできると解することが、特定商取引法の趣旨にも合致し相当である。

消費者契約法所定の取消

申立人らは、メンバー契約において連鎖販売取引であることの説明を受けないまま、商品を購入させられていることから、当初のメンバー契約は、連鎖販売取引に引き込むための手段、方便にすぎず、この段階から特約店契約の勧誘が開始されているとみることが相当である。

また相手方は、申立人らの事業者としての適性に配慮せず、商品特性、事業収益力、販売活動等についても事実と異なった説明・勧誘等を行っている。

これらの諸事情から、申立人らはメンバー契約、特約店契約ともに、相手方の「不実の事実の告知」により重要事項を「誤認」して本件契約したと認められ、申立人らは取り消すことが可能である。

なお、本件契約書で「クーリング・オフ期間経過後も解除が可能であるが、その場合には返金を認めない」旨が規定されているが、本件のような場合に解除に伴う返金を認めない趣旨であるとすれば、消費者契約法10条の規定により無効であるというべきである。

4 原状回復義務の範囲

申立人らは、受け取った商品の返還義務を負い、相手方は、本件契約の対価として受領した金銭を返還すべき義務を負う。なお、相手方が返還すべき金銭から申立人が費消等した商品の評価に係る金額を控除して、合理的な調整を行った。